

平成30年度 公共下水道事業

井田川・能褒野処理分区中継ポンプ改築工事（その2）

[特記仕様書]

－ 目 次 －

第1章	総 則	-----	1
第2章	汚水ポンプ仕様	-----	3
第3章	据付工事	-----	5

第 1 章 総 則

1. 概 要

本工事は、亀山市みずほ台マンホールポンプにおいてポンプ製作及び取替工事について記したものである。なお、着脱装置については既設流用とします。

2. 準拠規定

請負者は、下記規定及びその関係法規に準拠して施工しなければならない。但し、本仕様書と重複する事項で相違する場合及び記載なき場合は、双方協議の上決定するものとする。

- 1) 日本工業規格
- 2) 中部電力電気供給規程及び内線規定
- 3) 労働安全衛生規格
- 4) その他関係法規

3. 設備概要

- 1) ポンプ設備（付属品、配管工事含む）

4. 施工範囲

本設備の施工範囲は、設計・製作・工場試験・輸送・据付及び試運転を含むものとする。また、請負者は本仕様書及び図面に示していないもので、製作設置操作上欠くことのできない軽易な材料部品は調達しなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。

5. 材 料

材料は、本仕様書 2 の規定に基づき精選吟味し、部品間の関連性があり安全且つ強靱なもので、耐久性のあるものを調達しなければならない。

6. 荷造輸送

各機器の荷造は厳重に施し、輸送途上及び格納中に損傷、発錆及び吸湿等のないようにすること。なお、現地搬入に関しては予め監督員と打合せの上、輸送計画を立てること。

7. 機械取扱指導

本工事の機器類の取扱操作方法、施設運転、保守管理に当たって支障のないよう請負者の負担において管理要員の指導を行うこと。

8. 試運転及び検査

(1) ポンプ

J I Sに基づき揚程、吐出量、回転数、ポンプ効率、運転状態の試験並びに水圧の検査を行うものとする。

(2) 現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

- ・ 機器据付外観検査
- ・ 機器試運転及び調整
- ・ その他

9. 提出書類

(1) 承認図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、請負者は速やかに承認図を提出し、監督員の承認を得てから製作に着手しなければならない。

(2) 工事写真

請負者は、監督員の指示に従い施工前、施工後の状況が対照できるように、工事過程を原則としてカラーフィルムで撮影しなければならない。また、工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように撮影しなければならない。

請負者は、工事完成後撮影した写真をアルバムに整理し、監督員に提出しなければならない。

(3) 完成図書

工事完了後、請負者は速やかに完成図書を提出すること。

第 2 章 汚水ポンプ仕様

1. ポンプ仕様

マンホール番号	みずほ台		
数 量 (台)	2		
ポンプ形式	水中汚水汚物ポンプ (着脱式) スクリュー型		
口 径 (mm)	150		
吐 出 量 (m ³ /min)			
全 揚 程 (m)			
同期回転数 (min ⁻¹)	1,800		
電動機形式	乾 式 水 中 電 動 機		
出 力 (kw)	22		
電 圧 (V)	200		
周 波 数 (Hz)	60		
起 動 方 式	リアトル始動		
フライホイール	GD ²	5.0kg-m ² 相当	
保 護 装 置	電動機浸水警報・電動機温度上昇		

附 属 品	防水ケーブル (20m)	1 式
	ポンプ吊上げ用チェーン	1 式
	その他必要なもの	1 式

(※既設ポンプは150A 18.5kW スクリュー型)

2. 構 造

- (1) ポンプは性能の安定したもので、使用流量範囲において電動機が過負荷にならないものとする。また、羽根車部は固形物の詰まりにくいスクリー構造とする。
- (2) ポンプケーシングは、良質の鋳鉄製で、鋳肌が滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐蝕を考慮した肉厚のものとする。
- (3) ポンプ羽根車は良質強靱なるステンレス鋼製とし、バランスのとれた安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼製とし、動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。
- (6) 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、モーターへの浸水を防止する。
- (7) スカム対策構造とし、ポンプケーシング吸込口に、吸込ノズルを設けるものとする。

3. 主要材料及び塗装

(1) 主要材料

ケーシング	FC250
羽根車	SCS13
主軸	SUS403 または SUS420J ₂
吸込ノズル	SUS304
吊上チェーン	SUS304

(2) 塗 装

タールエポキシ塗装とする。

4. 性能試験及び検査

- (1) 性能試験及び検査は製造者が自主的に行うものとし、性能試験結果については試験成績表を3部提出すること。
- (2) ポンプ性能試験はJIS-B8301またはJIS-B8302に準拠すること。

第 3 章 据付工事

1. 機械設備工事

- (1) 着脱装置は既設流用とします。着脱装置の流用不可な機器を設置する場合に係る一切の費用は受注者負担とする。
- (2) 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
- (3) 機器および附属部品の取り付けには、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管を前後等に設けて取り付けなければならない。
- (4) 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の請負者によって保護に努めなければならない。

2. 電気設備工事

- (1) 電線管
電線管の露出部は、厚鋼電線管のポリエチレンライニング管を使用する。

3. 塗装工事

- (1) 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。

4. 試運転調整

- (1) 各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に請負者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。
- (2) 試運転終了後、監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

5 引渡しおよび保証

- (1) 本工事の引渡しは、当検査員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
- (2) 本工事引渡し後の保証期間は、満2ケ年とする。なお、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：県道亀山白山線交差点改良工事、本町南筋処理分区分下水管渠布設工事（その2）） <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input checked="" type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（全工種） 施工時期及び施工時間（8:30～17:00） 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 私有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数（2人以上配置）（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。また、県道亀山白山線と鈴鹿関線の交わる交差点内施工時は交通誘導員の配置人数を最低5人とする。） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通管理要員配置の対象工種（全工種） <input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じらうこと、工事を実施すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の印刷当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明記する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L=暫定8km）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 別途協議
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理	<input type="checkbox"/> 舗装切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切 断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適 正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託 する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> 支障物件名	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水連 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 移設時期	<input type="checkbox"/> 平成 30年 月 日 <input type="checkbox"/> 別途協議
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 防護	<input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 別途協議

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
棄液注入関係	棄液注入工法等の指定あり	工法区分 () 材料種類 () 施工範囲 () 注入力 () その他 ()
	飛出書類あり	材料関係 ()
	注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	その他 ()	
再生材使用関係	再生材使用の指定あり	再生材の種類 () 再生Asコン () 再生クラッシャー () 道路用盛土材 () 再生コン砂 ()
	六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	再生材が使用出来ない場合の措置 () 新材に変更 () 新材 () 別途協議 ()
	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	その他 ()	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 【注：認定製品の品名： 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名： 間伐材製工事用パレケード・看板・標示板) 〇 その他 ()
その他	工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	保管場所 () 期間 () その他 ()
	現場養生品あり	品名 (既設機器) 数量 (2) 保管場所 (亀山市第2水源池) その他 ()
	支給品あり	品名 () 数量 () 引渡場所 ()
	盛土材等工事間流用あり	時期 (平成 年 月 日) その他 ()
	現場環境改善費(イメージアップ経費)適用工事	運搬方法 () 受注者で運搬 () 受注者以外で運搬 () 別途協議 () その他 () 引渡場所 () 別途協議 () その他 ()
	その他 ()	現場環境改善(イメージアップ)の内容(率分) () 運搬距離(L= km) 現場環境改善(イメージアップ)の内容(積上) ()
	適用条件	〇 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正：平成30年7月1日)) 〇 土木構造物設計マニュアル(案) 〇 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日 を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) 〇 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) 〇 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30年7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) 〇 ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 〇 支援技術者 〇 支援技術者の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関する説明を求められなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：
	設計変更(工事一時中止)を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン(三重県県土整備部 平成29年7月)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	設計変更(工事一時中止)を行う際には、() 〇 農業農村整備事業 〇 漁港漁場関係工事 〇 森林整備保全事業 〇 三重県企業庁が所管する工事 () における工事一時中止に係るガイドライン (〇)三重県農林水産部 平成29年7月 〇)三重県企業庁 平成29年7月 () を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
	上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。	

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3〕	<input type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事成年年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ）部とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（平成 29年 4月改訂）を適用
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されたいないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に別に定める様式に産業廃棄物納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定すること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定すること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用をよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
<p>不当介入を受けた場合の措置</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
<p>工事実態調査</p>	<p><input type="checkbox"/> 工事実態調査</p>	<p><input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第8条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。</p>
<p>社会保険等未加入対策</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてしてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事執行規則によらなければならない。
2. 設計図書の照査
 - 2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。
3. 施工計画書
 - 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
 - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
 - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
 - 3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。
 - 3-3 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
 - 3-4 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
 - 3-5 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。
4. 工程表
 - 4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

5. 開削工

削除

6. 排水処理

6-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を請負者の責任において講じなければならぬ。

- (1) 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- (2) 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- (3) 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4) 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- (5) 受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

7. 現場管理一般

7-1 保安

- (1) 必要に応じ適切なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。
- (4) 工事施工箇所（影響部分・全面舗装を含む）における掘削等の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀裂等の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。

7-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は必要に応じて工事内容を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講ずること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協議し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

7-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労働者を常駐させなければならない。

8. 損害補償

- 8-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
- 8-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。
- 8-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。
- 8-4 事前家屋調査については三重県業務委託共通様書の工損調査共通仕様書に基づき実施すること。

9. 瑕疵担保

- 9-1 掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補修を行うこと。

10. 竣工時の提出書類

- 10-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 10-2 公共ます設置台帳を指定の用紙により作成し、提出すること。

- 10-3 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。
- 10-4 完成図を提出すること。
- 11. 検査
 - 11-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
 - 11-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 12. その他
 - 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施工者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
 - 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員及び関係機関へ提出すること。
 - 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
 - 12-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
 - 12-5 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。
 - 12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
 - 12-7 バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。

- 12-8 環境汚染につながらる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。
- 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。
- 12-10 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-11 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月3日までに監督員に提出しなければならない。
- 12-12 マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「町並み／アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナシヨウブ」を使用すること。
- 12-13 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-14 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。
- 12-15 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法を施工計画書に記載すること。
- 12-16 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鈿を復元すること。
- 12-17 As.Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。
- 12-18 「亀山市公共建築物等木材利用方針（平成23年4月1日）」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-19 週間工程表を提出すること。
- 12-20 近隣事業所及び住民の車両等の迂回路が確保できるよう努めること。
- 12-21 設計照査により、設計図書と現地に差異等が生じた場合は、発注者・受注者・設計コンサルタントと三者協議を行うこと。

- 12-22 作業時における車両等の規制は交互通行または通行止とし交通誘導警備員により車両等の誘導をすること。また、歩行者は安全確認した上で交通誘導警備員により誘導をすること。なお、作業終了時及び休工事においては安全確保したうえで規制解除をすること。
- 12-23 マンホール内の作業にあたり、酸素欠乏症等による事故を未然に防ぐため、作業前の安全確認と作業時に事故防止の対応措置をすること。